## 応募方法

### (1)曲



Eメールでご請求いただければ、申請様式を添付でお送りします。 区のホームページからもダウンロードできます。 または区役所窓口で申請書(紙)を手に入れてください。

Eメール ko-chikara@city.yokohama.jp

### ②ヒアリング



事業の構想ができた段階で、事前に20~30分程度のヒアリングを行います。

日時を予約のうえ直接区役所 4 階 46 番窓口へお越しください。

(3/12 までの平日の 9 時~ 17 時、ただし 3/5 は 20 時まで)

※ヒアリングの際には、申請書(案)をご持参ください。

※コロナウイルスの感染拡大状況によっては、メールでのやりとりで行う場合があります。

予約の連絡先 TEL: 045-540-2247 港北区地域振興課 地域力推進担当

- 地域の課題、住民のニーズをとらえ、地域住民の理解を得ているか。
- 課題設定や手法にチャレンジの姿勢があり、工夫やアイデアに富んだ企画内容か。
- 事業を実施するうえで、専門的な知識や経験のある組織や人材を有しているか。

### ヒアリングのポイント

- 事業収入は、区の補助金だけではなく、参加者負担や協賛金などの財源確保も 見込まれているか。
- 補助金終了後の事業継続について、具体的なプランがあるか。
- コロナウイルス感染防止対策は徹底しているか。
- その他(申請内容により詳しくお聞きする場合があります。)

### ③申請期限

**3月15日(月)必着**で申請書を提出してください。

港北区役所地域力推進担当 港北区役所 4 階 46 番窓口

TEL: 045-540-2247 FAX: 045-540-2245

Eメール: ko-chikara@city.yokohama.jp



○ 横浜市港北区ミズキー

### 結果の通知

5月中旬までに審査を経て結果を通知します。

補助金交付事業・団体名・補助額は港北区役所のホームページで公開しています。

## ご活用ください

コロナ対策のノウハウ、活動の広がり、レベルアップ、 団体間のつながりづくりのために…

- 港北区地域のチカラ応援事業公開提案会の無料・参加自由(申し込み制)
- 令和3年4月17日出に専門家や市民の前で事業提案を行います。
- 港北区市民活動交流会
- 令和3年11月、令和4年3月に活動団体の情報交流を行います。
- 港北区区民活動支援センター(港北区役所4階・平日9~17時)

市民活動の応援窓口です。

広報のお手伝い、機材の貸し出し、団体のスキルアップの相談

## 港北区役所地域振興課 地域力推進担当

540-2247

|平8)9時~17時|

個別のご相談にも対応しますのでご連絡ください。

# 大地域のチカラ応援事 港北を元気にする活動を 募集します!

新型コロナウイルス感染防止対策のもと、新しい生活スタイルの提案を盛り込 んだ地域の課題にチャレンジする事業を応援します!

みなさんのアイデアや思いを活動につなげ、地域のまちづくりや、地域住民を 元気にする活動を応援する補助金を交付します。地域で取り組む公益的な活動で あればジャンルは問いません。5人以上の仲間でご提案ください。

### 令和3年度の募集変更点

- ・応募書類の提出前のヒアリングを行います。予約をお願いします。
- ・コロナウイルス感染防止の観点から飲食の提供を伴う事業は補助の対象外とします。
- 申請書に「コロナウイルス感染防止対策シート」を加えました。

### 応募受付期間

令和3年**2**月**15**日(月) ~ **3**月**15**日(月)

ヒアリング期間 要予約

令和3年2月 1 日(月)~3月12日(金) ※平日のみ

時間 9時~17時 ※ただし3月5日 (金は20時まで

## ★チャレンジ コース

最大30万円

活動実績のある団体が新たなテーマにチャレンジする事業が対象です。

最大25万円

一定のエリアで自治会町内会と連携した団体の活動が対象です。

## スタートアップョース

最大5万円

※通年申請可・実施の 2か月前までに申請

これからスタートする、スタートして間もない団体・グループの事業が対象です。

## ★パートナーシップ コース 後援名義の使用 補助金なし

※通年申請可・実施の

区域より小さい一定の地域・エリアで取り組む事業が対象です。

**→** 詳しくは見開き面をご覧ください。

ヒアリング

どんな取組? コロナ対策は?

/15(月)

補助決定

交流・サポート 活動交流

広報支援 相談 5月中旬

**→** 詳しくは裏面をご覧ください。

※本事業は横浜市会における令和3年度予算の議決をもって確定します。

お問合せ ご相談先

港北区役所地域振興課 地域力推進担当 電話 540-2247 FAX 540-2245

E-mail ko-chikara@city.yokohama.jp

ホームページ 港北区地域のチカラ



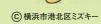
## 港北区地域のチカラ応援事業補助金メニュー

ココス	チャレンジコース	スタートアップコース	
補助金	補助金 上限30万円 「港北区役所」の後援の名義使用	補助金 上限5万円 「港北区役所」の後援の名義使用	
団体の要件	まちづくり、福祉、防災、防犯、子育て、 環境、文化、地域活動などの分野で一定の 活動実績がある団体。この要綱に基づく 補助金の交付が、5回を超えないこと。	設立が初期的な団体で、この要綱に基づく 補助金の交付が、通算2回以下であること。	
	・5人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていないこと。 ・団体の構成員が、主として港北区に在住、在勤、在学していること。		
事業の要件	地域の課題の解決に向け、新たなテーマで主体的に取り組む事業であること。 ※初めての応募団体、事業内容を変えての応募団体は、4月17日(土)開催の公開提案会で企画内容のプレゼンテーションをしていただきます。	地域の課題解決や地域住民のために、これ から始めるまたは始めて間もない事業で あること。	
	・主な対象者を港北区民とし、団体の構成員以外を対象とした事業であること。 ・補助対象経費の5分の1以上の自主財源が用意できる事業であること。 ・補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること。		
申請書類	<ul> <li>1 補助交付申請書(第1号様式)</li> <li>2 団体の概要書(第2号様式)</li> <li>3 活動実績(第3号様式)※スタートアップコースに申請する場合は不要</li> <li>4 事業計画書(第4号様式)</li> <li>5 事業収支予算書(第6号様式)</li> <li>6 規約、定款その他これらに類する書類</li> <li>7 コロナウイルス感染防止対策シート(令和3年度)</li> </ul>		
	ホームページからダウンロード 港北区地域のチカラ 検索		

## これまでどんな団体・事業に補助しているの?

ホームページに一覧があります

港北区地域のチカラ



コース	地域元気づくりコース	パートナーシップコース
補助金	補助金 上限25万円 「港北区役所」の後援の名義使用	補助金なし 「港北区役所」の後援の名義使用
団体の要件	区内の一定のエリアで自治会町内会と連携した2つ以上の団体等で構成される組織・団体地域運営補助金交付要綱に基づく補助金の交付が、5回を超えないこと。	チャレンジコースの団体要件と同じ
事業の要件	<ul> <li>一定のエリアで地域の課題の解決に向け、 継続的に取り組む事業であること。</li> <li>補助対象経費の10分の1以上の自主財源が 用意できる事業であること。</li> <li>補助金の交付決定があった日の属する年度 中に実施する事業であること。</li> </ul>	港北区域より小さい一定のエリアの地域 で地域の課題解決や地域の魅力づくりな ど、港北区役所と一緒に取り組む事業で あること。
申請書類	1 地域運営補助金交付申請書(第1号様式) 2 事業計画書(第2号様式) 3 収支予算書(第3号様式) 4 規約、定款その他これらに類する書類 5 複数の団体の連携状況がわかる書類 6 コロナウイルス感染防止対策シート(令和3年度)	1 後援名義使用申請書 (パートナーシップコース)(第1号様式) 2 事業計画書(第2号様式) 3 事業収支予算書(第3号様式) 4 規約、定款その他これらに類する書類 5 コロナウイルス感染防止対策シート (令和3年度)
	ホームページからダウンロード 港北区地域のチカラ 検索	ホームページからダウンロード <b>港北区地域のチカラ</b> 検索

留意事項 ※補助金の使途には制約があります。

### 補助金の対象経費

○講師、指導者及び協力者等への謝金 ○事務用品、材料費等の消耗品費(1点あたり3万円未満) ○印刷費 ○郵送料その他の通信運搬費 ○会場、機材等の使用料及び賃借料 ○保険料 ○その他区長が必要と認めた経費

### <u>新型コロナウイルス感染防止対応の経費について補助金の対象とします。</u>

ただし、申請事業に必要かつ上限額内の経費となります。

- (例)・感染予防、手指の消毒液、フェイスガード、マスク等の購入
  - ・新しい活動様式へのチャレンジ、会員のITスキルアップ受講経費
  - ・タブレット等IT機器の経費、レンタル、購入経費。ただし購入の場合は1点3万円未満
  - ・その他、必要な経費

### 次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります

- (1) 国又は地方公共団体から既に補助金が交付されている事業 (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (4) 団体の親睦を目的とする事業
- (5) 他の団体への助成を目的とする事業 (6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
- \*港北区社会福祉協議会「みんなの助成金」が交付されている事業